

損害防止機器助成金を交付いたします

農作物共済及び畑作物共済事業の健全な運営を図ることを目的に、損害防止に対する対象機器を購入した経費の一部を助成します。

○ 交付対象者

令和2年産農作物共済または畑作物共済加入者。

なお、農業共済資格団体においては、当該団体の構成員（団体名簿を添付）含む。ただし組合員のうち法人においては、当該法人団体者のみとします。平成31年1月1日から令和2年12月31日までに収入保険に移行した農作物共済または畑作物共済組合員も対象とします。

○ 交付対象者機器

令和2年1月1日から同年12月31日までの間に購入した背負式動力散布機、背負式動力噴霧機、動力噴霧機（器）、農薬散布ドローン、水田乗用管理機（ブームスプレーヤ）及び産業用無人ヘリコプターの本体のみとします。ただし、組合員のうち法人においては、当該法人名義購入した機器に限ります。

○ 交付を申請するときは

1台ごとの型式及び購入額が明記されている領収書（写し）を等または購入を証明できるものを添付し、管轄支所にある「交付申請書」に必要事項を記入し、令和3年1月20日までに提出してください。

* 助成金の交付決定は年度内となります。該当者には通知書が送付されます。

* 交付対象者1名当たりの①②③④助成金の合計は、15万円を限度とします。

* この助成金にかかる交付総額は、予算の範囲内とします。交付申請額が予算額を超えた場合は、交付対象者全員に按分計算して交付します。

* 按分前の助成金が限度額の15万円を超えている場合は、15万円に按分率を乗じて得た金額を交付します。

交付対象機器

① 背負式動力散布機 背負式動力噴霧機

ただし、1台あたり購入額が4万円以上のものに限りま

② 動力噴霧機（器）

1台あたり購入額の10分の1、または5万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1台あたり購入額が25万円以上のものに限りま

③ 農薬散布ドローン

1台あたり購入額の10分の1、または7万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1台あたり購入額が40万円以上のものに限りま

④ 水田乗用管理機（ブームスプレーヤ）・ 産業用無人ヘリコプター

1台あたり購入額の10分の1、または10万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1台あたり購入額が50万円以上のものに限りま